

報告第2号

専決処分の報告について

器物破損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成31年2月25日提出

秦野市長 高橋昌和

大



専 決 処 分 書

器物破損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

84, 834円

2 賠償の相手方

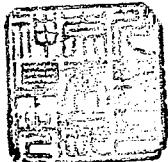
秦野市鈴張町4番12号

株式会社Z e 1 e

代表取締役 梶 山 展 浩

平成31年2月7日

秦野市長 高橋昌和



事故の概要

(1) 発生日時

平成30年11月15日午前10時30分頃

(2) 発生場所

東幼稚園（秦野市寺山509番地）

(3) 事故の状況

同園の園児が、遊戯室において集合写真の撮影後、撮影に使用した案山子を引きずりながら移動していたところ、照明器具のコードの上を通過する際、案山子の一部がコードに引っ掛けたことにより、2台の照明器具が倒れ、破損した。

(4) 本市の責任原因

市立幼稚園の園児に対する監督不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント